

利用者負担額（保育料）について

利用者負担額は、認可保育所等に通う0～2歳児クラスの児童の保育料について、これまで第2子以降まで無償化となっておりましたが、令和7年9月より第1子も無償化の対象となりました。

給食費（副食費）について、令和7年10月より、町内の保育施設に通う3歳児～5歳児クラスのお子さまにかかる給食費（副食費）が無償化となりました。（ひのでっ子ぱくぱく給食応援補助金）

※0歳児～2歳児クラスのお子様につきましては保育料と合わせて無償化となっています。

※上記の補助金は既に国の制度により副食費免除対象の方は除きます。

利用者負担額について

利用者負担額は教育・保育認定の区分により異なります。

教育標準時間認定 1号認定

幼稚園や認定こども園の教育標準時間認定（1号認定）の利用者負担額は無償となります。

また、保育の必要性の認定を受けた場合は月額12,300円（日額490円）を上限に、預かり保育の利用料が無償となります。

ただし、通園送迎費・教材費・行事費・食材料費など従来から実費負担である費用や、教育の質の向上などのために必要となる追加費用（施設により異なります）は保護者の負担となります。

保育認定 2号認定：クラス年齢3歳～5歳、3号認定：クラス年齢0～2歳

保育園や認定こども園の保育認定（2・3号認定）の保育料は、無償となりますが、延長保育料などの実費負担となります。

【保育必要量の認定について】

保育標準時間認定：1日あたり最長11時間、週30時間(月120時間)以上の勤務が目安

保育短時間認定：1日あたり最長8時間、週30時間(月120時間)未満の勤務が目安

※ここに記載している内容は、一般的な原則を例示してまとめたものであり、法令などに定められたすべての内容を網羅している訳ではありません。ご家庭の状況により算定の方法が異なる場合や、別途書類の提出が必要になる場合があります。

～こんな時はお手続きが必要です～

- ・ 町内で転居した場合、町外に転出した場合など住所が変わる場合
- ・ 家族構成が変わったなど、保護者の状況が変わった場合
- ・ 就職した場合、退職した場合、勤務日数や勤務時間が変更になる場合
- ・ 保育を必要とする事由が変わる場合（出産、病気や怪我で長期間の療養が必要など）
- ・ 退園する場合※求職中の場合、離職後3か月以内に就労証明書の提出がない場合は退園になります
- ・ 確定申告や修正申告を行った場合など、住民税額が変更になる場合

【お問い合わせ】 日の出町 子育て支援課 子育て支援係 電話 042-588-4113（直通）